第二東京弁護士会知的財産法研究会

顧客名簿不正利用事件（判決要約）

平成２７年３月１８日
報告者　大塚　一郎

Ⅰ　IBC Japan

大阪地裁第２６民事部（山田陽三裁判長）平成２５年４月１１日判決（平成２２年（ワ）第７０２５号事件）

第１　当事者

１　原告　IBC Japan 株式会社

平成３年１２月２７日に設立された各種自動車の輸出入及び売買等を目的とする会社であり，日本国内の中古車オークションで中古車を購入し，海外の顧客に輸出しているが，平成７年にインターネットを使用した販売を始め，その後，トラッカーという名称の業務管理ソフトを開発，導入している。

２　被告　３９ホールディングスとその関係者被告４名（Ｐ１，Ｐ２，Ｐ３、Ｐ４）

（１）被告３９ホールディングスは，各種自動車の輸出入及び売買等を目的とする会社である。後記被告株式会社クインオート（「被告クインオート」）から５１％の出資を受け，平成２０年１月１０日，商号を「株式会社ジェイワントレーディング」として設立され，平成２１年５月３０日，現在の商号に変更した。

（２）被告Ｐ１は，平成１２年５月８日，原告に入社し，営業を担当していた。平成２０年２月２５日，原告を退職し，遅くとも同年３月１４日までに，被告３９ホールディングスに入社して営業を担当していた。その後，平成２１年４月２２日，被告　プレミアムオートトレーディングジャパン株式会社（「被告プレミアムオート」）が設立されるに当たり，同被告の代表取締役に就任した。

（３）被告Ｐ２は，平成１９年２月１日，原告に入社し，営業を担当していた。平成２０年３月２５日，原告を退職し，遅くとも同年４月３日までに被告３９ホールディングスに入社し，営業を担当していた。

（４）被告Ｐ３は，中古車の輸送を業務とする株式会社シー・リンクの代表取締役であるが，知人に誘われ，被告３９ホールディングスの設立に関与することとなった。被告Ｐ３は，被告３９ホールディングスの設立に当たり，取締役に就任し，専務と して経営に関与していたが，平成２１年３月３１日，取締役を辞任した。

（５）被告Ｐ４は、原告の元従業員であり，営業を担当していた。平成２０年４月２６日に原告を退職し，被告３９ホールディングスに入社した。その後，平成２１年 ４月２２日，被告プレミアムオートが設立されるに当たり，同被告の取締役に就任 した。

３　被告　プレミアムオート

被告プレミアムオートは，各種自動車及び二輪車の輸出入並びに売買等を目的とする会社であり，平成２１年４月２２日に設立された。被告３９ホールディングスと本店所在地が同一であり，被告Ｐ１が代表取締役である。被告プレミアムオートは，原告と同様，日本国内において中古車を購入し，海外の顧客に輸出している。

４　被告クインオート及び関係者被告

（１）被告クインオートは，各種自動車及び付属用品の輸出入並びに売買等を目的とする会社である。被告クインオートは、被告３９ホールディングスの設立に当たり，同社に出資し，株式の５１％を保有していたが，平成２０年１０月ころ，その全てを売却した。

（２）被告Ｐ５は，平成２０年５月３１日まで，被告クインオートの代表取締役であったが，被告３９ホールディングスの設立に関与し，被告クインオートを通じ，出資　することとなった。

第２　事件の概要と経緯

１　被告３９ホールディングスの元従業員であるＰ８は，被告Ｐ１らが原告の顧客情報（「本件顧客情報」）を不正に取得し，被告３９ホールディングスがこれを不正に使用しているとして，被告３９ホールディングスの顧客情報が記載された名簿（「Ｐ８名簿」）を原告に提供した。これを受けて，原告は，被告ら及びＰ６を被告として，本件訴えを起こすに至った

２　原告は，〔１〕被告Ｐ１及び被告Ｐ２が不正の手段により原告の営業秘密である本件顧客情報を取得した，〔２〕被告３９ホールディングスは当該不正取得行為及び不正開示行為を知って本件顧客情報を取得するなどした，〔３〕被告Ｐ５，被告クインオート及び被告Ｐ３は被告３９ホールディングスの上記行為を謀議するなどした，〔４〕被告プレミアムオートは被告３９ホールディングスと同様の行為をしたなどとして，不正競争防止法３条１項に基づき、顧客目録記載の者らとの契約締結、締結勧誘、営業行為等の差止めを、同条２項に基づき、同目録記載の氏名等を記録した媒体の廃棄をそれぞれ求めるとともに、不正競争防止法４条等に基づき、損害賠償金の支払いを求めた。

３　裁判所は、原告の請求を認めた（但し、顧客名簿の一部の顧客については除外し、損害賠償額については減額している）。

第３　本件の争点

１　本件顧客情報は，営業秘密であるか（争点１）

２　被告Ｐ１及び被告Ｐ２は，不正の手段により本件顧客情報を取得するなどしたか（争点２）

３　被告３９ホールディングスは，本件顧客情報について不正取得行為が介在したことを知って取得するなどしたか（争点３）

４　被告Ｐ５，被告クインオート及び被告Ｐ３は，上記（３）の行為を謀議するなどしたか（争点４）

５　被告プレミアムオートは，本件顧客情報について不正取得行為が介在したことを知って取得するなどしたか（争点５）

６　本件顧客情報が営業秘密と認められない場合における，本件顧客情報の不正取得，同使用による不法行為の成否

７　差止め及び廃棄請求の可否（争点７）

８　損害額（争点８）

第４　裁判所の判断

１　争点１(営業秘密性)

裁判所は、以下の理由から、本件顧客名簿について、（１）秘密管理性と（２）有用性及び非公知性をいずれも認め、原告の営業秘密にあたるとした。

（１）秘密管理性

ア　本件顧客情報は，アクセスできる者が制限されていたこと

原告が顧客情報等を管理するために，専用のアプリケーションソフトであるトラッカーを開発していたこと，原告の従業員がトラッカーを利用するためには，ユーザー名及びパスワードの入力が必要であった。さらに，原告の従業員が私物のパソコンにトラッカーをインストールするためには，「プログラム等使用許諾依頼書」に署名することが義務づけられていたこと，同書面には，退職時には必ずアンインストール作業を原告に依頼すること及び「〔１〕無断複製〔２〕機密漏洩〔３〕Ａ／Ｔに付帯する全てのデーターの譲渡・転売〔４〕ＩＢＣ（株）への損害付与」が禁止されていたこと，実際にトラッカーのインストール及びアンインストール作業は，従業員個人ではなく，作業担当者が行っていた。

原告が管理業務等を委託した関連会社の従業員についてみると，原告は，業務委託先との間で，業務委託契約書を締結していたこと，業務委託先の従業員は，ＩＤ及びパスワードを

付与されてトラッカーへのアクセス権限を付与されていたこと，受託業務等の処理手続以外の目的での利用は禁止されており，利用者が業務中に知り得た原告の情報及び個人情報（顧客情報を含む）を漏洩又は使用して，原告に損害を与えた場合には損害賠償の義務を負うとされていた。

イ　本件顧客情報にアクセスする権限を有する者は，本件顧客情報が秘密であることを認識していたこと

前記アのような本件顧客情報の管理状況からすれば，本件顧客情報にアクセスする権限を有する者は，本件顧客情報が秘密であることを当然に認識していたものと認めることができる。そして，原告の就業規則には，「業務上で知った機密などを，他に漏らすこと」について禁止事項として規定されていたこと，前記アのとおりトラッカーに関する「プログラム等使用許諾依頼書」には「〔２〕機密漏洩〔３〕Ａ／Ｔに付帯する全てのデーターの譲渡・転売〔４〕ＩＢＣ（株）への損害付与」を禁止する旨の記載があったことが認められるところ，本件顧客情報が，これらの禁止事項の対象となる「機密」あるいは「Ａ／Ｔに付帯する全てのデーター」に含まれることも当然に認識することができたと認められる。

（２）有用性及び非公知性

本件顧客情報は，原告のインターネットサイトから会員登録をした顧客の氏名又は名称，担当者名，担当者のＥメールアドレス，電話番号並びに国及び地域である。原告のように，インターネットを通じて，日本の中古車を海外の顧客に販売する事業において，顧客に対する営業活動をするに当たり，これらの情報が必要不可欠のものであり，客観的に有用な情報である。

２．争点２（被告Ｐ１及び被告Ｐ２は，不正の手段により本件顧客情報を取得するなどしたか）について

被告Ｐ１及び被告Ｐ２が利用していたクライアントコンピュータから原告のデータベースへのアクセス回数は，被告Ｐ１及び被告Ｐ２が原告を退職する直前に急増しており，このことは被告Ｐ１及び被告Ｐ２が本件顧客情報を持ち出すためにアクセス回数を増加させたものであると考えるほかに説明が付かず，被告Ｐ１及び被告Ｐ２は，原告との合意や就業規則に違反し，本件顧客情報を不正に取得したと認めるのが相当である。

３　争点３（被告３９ホールディングスは，本件顧客情報について不正取得行為が介在したことを知って取得するなどしたか）について

裁判所は、被告３９ホールディングスの代表取締役であったＰ６と被告３９ホールディングスの元従業員であるＰ８の供述や、被告３９ホールディングスが使用していたものとするＰ８名簿を原告に提供したところ，当該顧客目録２２７０件中のうち２００４件，割合にして８８．２８％が現在の原告の顧客情報と一致することが認められることから、被告３９ホールディングスが使用していたものであるとするＰ６名簿では当該顧客目録３１８７件のうち２６６８件，割合にして８３．７２％が現在の原告の顧客情報と一致することから、これを

認めた。

４　争点４（被告Ｐ５，被告クインオート及び被告Ｐ３は，被告３９ホールディングスによる本件顧客情報の不正取得を謀議するなどしたか）について

裁判所は、被告Ｐ５と被告クインオートについては、被告３９ホールディングスと被告クインオートとの間の資本関係や営業及び総務経理の密接な関係からこれを認めた。また、裁判所は、被告Ｐ３についても、被告Ｐ３が、被告３９ホールディングスの設立時から主体的に深くその経営に関与していたことから、これを認めた。

５　争点５（被告プレミアムオートは，本件顧客情報について不正取得行為が介在したことを知って取得するなどしたか）について

裁判所は、被告プレミアムオートは，自己の使用する顧客名簿を開示しているところ，そのうち９１０件が原告の顧客名簿と一致することや被告プレミアムオートは，被告３９ホールディングスの事業を実質的に引き継ぎ，活動していることから、これを認めた。

６　争点６　争点７（差止め及び廃棄請求の可否）について

裁判所は、被告３９ホールディングス及び被告プレミアムオートが本件顧客情報を用いる危険があるから，原告によるこれらの者らに対する本件顧客情報の使用差止め及び廃棄の請求には理由があるとして、これを認めた。

７　争点８（損害額）について

（１）被告３９ホールディングス（被告ＰＩ，Ｐ２，Ｐ３，Ｐ５，及び被告クインオートは共同不法行為責任）

被告３９ホールディングスが侵害期間において粗利益率は４．６％にすぎず赤字であったという主張に対し、裁判所は、平成２４年５月１日から同年７月３１日の中古車小売業の限界利益率が全国平均で２２．５パーセントであったことから、被告の主張は信用し難いとした。　そして、裁判所は、Ｐ６とＰ８が原告に提供したＰ６名簿とＰ８名簿に記載された顧客に対する，原告の平成１２年から平成２３年までの間における売上げに係る平均利益率が１３％であったことから、限界利益率を１３％で計算し、本件顧客情報の寄与度は３割であるとして、損害賠償額を８２２６万４４１５円とした。なお、裁判所は、弁護士費用は７００万円認めた。

（２）被告プレミアムオート（被告ＰＩとＰ４は共同不法行為責任）

裁判所は、被告３９ホールディングスと同様に、限界利益率を１３％で計算し、本件顧客情報の寄与度は３割であるとして、損害賠償額を４５９７万０６７３円とした。なお、裁判所は、弁護士費用は４００万円認めた。

Ⅱ　オキシーヘルスジャパン

知財高裁第２部（塩月秀平裁判長）平成２４年３月５日判決（平成２３年（ネ）第１０６６号事件）

第１　当事者

１．控訴人（被告）

（１）Ｘ

被控訴人（原告）の元取締役兼営業担当部長

（２）オキシーヘルスジャパン株式会社（被控訴人会社）

Ｘが設立した会社

２．被控訴人（原告）日本ライトサービス株式会社

健康器具の販売等を業とする会社

第２　事件の概要と経緯

１　被控訴人が、同社の取締役兼営業担当部長であった控訴人Ｘと同控訴人が被控訴人を退職した後に設立した被控訴人会社に対し、控訴人Ｘが再就職先のバイオネット株式会社（バイオネット社）や自ら設立した控訴人会社において，被被控訴人の顧客名簿から不正に抽出したディーラー名簿１（原告の顧客情報から代理店情報を抽出した一覧表）、ディーラー名簿２（顧客名簿から抽出された、本件各商品等が２台以上販売された代理店で百々府県別・業種別にした一覧表）、及びディーラー名簿３（顧客となった代理店やエンドユーザの名称、住所、電話番号、取引実績から構成される顧客名簿（「本件各名簿」）を使用したとして、本件各名簿を使用した販売業務行為の差止めや本件各名簿の廃棄を求め、上記販売活動による逸失利益相当額の損害賠償を求めて提訴した。

２　第１審は、（１）控訴人Ｘに対し，被控訴人との間の労働契約上の不開示義務等（就業規則４８，４９条，秘密管理規定８条，秘密保持誓約１，４条）に基づく本件各名簿を使用した原判決別紙商品目録記載１ないし８，１０ないし１４の商品に係る販売業務行為の差止請求，及び，上記義務違反（債務不履行）を理由として，控訴人Ｘがバイオネット社在職中に本件各名簿記載の顧客に対してした販売行為によって得た限界利益相当額８６１万９００円の損害賠償請求を認容したほか，（２）控訴人Ｘが控訴人会社において本件各名簿記載の顧客に対してした販売行為によって得た限界利益相当額４４０万２０９９円の損害賠償請求を，控訴人Ｘに対してと、代表者の行為についての会社の責任（会社法３５０条）として控訴人会社に対して、それぞれ認容した（連帯支払命令）。

３．これに対し、被告が控訴したところ、控訴審は、第１審の損害賠償額のみを変更し、控訴人Ｘのバイオネット社に対する損害賠償額を８０１万９０００円、控訴人会社に対する損害賠償額を３９１万２９７８円とした。

第３　本件の争点

１　被控訴人の就業規則４８，４９条及び秘密管理規定８条，並びに控訴人の秘密保持誓約書１，４条に基づく，「被控訴人の許可を得ることなく被控訴人の顧客情報を開示したり，被控訴人の承諾を得ることなく顧客情報を利用して競業的行為を行ったりしない」義務（以下「本件不開示等の義務」といい，この義務に係る控訴人Ｘと被控訴人との間の約定（合意）を「本件不開示約定」という。）の有効性(争点１)。

２　本件各名簿は本件不開示当の義務によって保護される顧客名簿に該当するか（争点２)。

３　控訴人Ｘが本件不開示等の義務に違反してバイオネット社及び控訴人会社において行った販売行為と相当因果関係がある被控訴人の損害額（争点３）

第４　裁判所の判断

１．争点１（本件不開示等の義務の有効性）

（１）控訴人らは，秘密保持誓約書（甲１）で保護される情報は広汎すぎるし，代償措置が設けられておらず，被控訴人と控訴人Ｘとの間の本件不開示約定の有効性には疑問があるなどと主張する。

（２）しかしながら，控訴人Ｘは秘密保持誓約書を提出する相当以前から被控訴人の取締役兼営業担当部長であり（取締役の員数は代表者を含めて５名)，また，被控訴人の３つの事業部のうち，高気圧チェンバーに関わる事業を所管するオアシスＯ２事業部を統括していたのであって，被控訴人を退職・退任する以前は被控訴人の要職にあったことが明らかである。そうすると，秘密保持誓約書１条で不開示等が要求される情報の範囲が広く，情報不開示等や競業禁止の代償措置が設けられていないことを考慮しても，少なくとも上記のとおり要職にあった控訴人Ｘに適用される限りでみれば，本件不開示約定の有効性に問題はない。

２．争点２（本件各名簿の要保護性）

（１）控訴人らは，本件各名簿記載の情報の有用性は小さく，秘密として管理されていなかったなどとして，上記情報は被控訴人との間の本件不開示等の義務で保護されるべき秘密に当たらないと主張する。

（２）確かに，原判決が説示するとおり（被告訴人では，全社員に秘密保持誓約書を提出させていたが、本件各商品等の取引実績等から構成される顧客情報が蓄積された原告事務所のパーソナルコンピュータは，他のパーソナルコンピュータとＬＡＮで接続されるとともに，上記顧客情報にはパスワードが設定されていなかったため，本来は本件商品の販売部門に所属する営業社員だけが上記顧客情報を閲覧したり印刷したりすることが許されていたにもか

かわらず，実際には原告の従業員であれば派遣社員やアルバイトでも自由に上記顧客情報を閲覧したり印刷したりすることができていた，本件各名簿記載の情報は秘密として管理されているとはいえず，不正競争防止法上の営業秘密に当たるとはいえないかもしれないが，本件各名簿には被控訴人の顧客である代理店やエンドユーザーの名称，住所，電話番号のみならず，商品を販売した年月日，販売した商品の種類，シリアルナンバー，価格，修理歴等も記載されているのであって，本件各名簿記載の情報に有用性がなく，本件不開示等の義務によって保護される（顧客）情報に当たらないということはできない。

（３）なお，控訴人Ｘが在職・在任中の販売活動を通じて独自に本件各名簿に記載された情報を入手したり，これを記憶したり，メモ等に留めたりしたことがあったとしても，あるいは後に旧知の取引先から過去の情報を入手することができるとしても，被控訴人在職中の控訴人Ｘの販売活動が被控訴人の販売活動の一環にすぎないことからすれば，上記結論は左右されるものではない。

（４）また，被控訴人が取り扱っていた高気圧チェンバーが，大型で，高価格であるため，同一のエンドユーザーが繰り返し購入することがまれであるとしても，本件各名簿の有用性が否定されるものではない（むしろ，かように需要者が限られる商品を購入する者に関する情報が重要であるともいい得る。）。

３　争点３（損害額）

裁判所は、控訴人Ｘの行為がなければ，バイオネット社及び控訴会社が販売した商品と同一ないし同等の商品を被控訴人が販売できた蓋然性を認め，控訴人Ｘの義務違反行為とバイオネット社が取得した販売利益相当額の被控訴人の損害（逸失利益）との間の相当因果関係を認めることができるとして、控訴人Ｘがバイオネット社と控訴人会社において本件各名簿記載の被控訴人の顧客に対して販売した商品の限界利益の限度で，販売行為との間の相当因果関係を認めるのが相当であるとした。　バイオネット社における限界利益は被控訴人の限界利益である２５％であるとした。また、裁判所は、控訴人会社の限界利益のうち控訴人Ｘが本件不開示等の義務に違反して行った販売行為に起因するものが占める割合は，バイオネット社における同様の割合と同様であると推認することができるとして、　その限界利益を８％と算出している。

Ⅲ　FJネクスト

知財高裁第４部（滝澤孝臣裁判長）平成２４年７月４日判決（平成２４年（ネ）第１００２５号事件）

第１　当事者

１　被控訴人兼附帯控訴人（第１審原告）

（１）株式会社エフ・ジェー・ネクスト（「１審原告ネクスト」）

投資用マンション「ガーラマンション」を中心とした不動産の売買等を業とする資本金の

額が１８億５８９７万円の株式会社であり，平成１９年３月以来，東京証券取引所市場第２部に上場している。

（２）株式会社エフ・ジェー・コミュニティ（「1審原告コミュニティ」）

１審原告ネクストが販売した不動産の管理及び賃貸等を業とする資本金の額が５０００万円の株式会社であり，１審原告ネクストの完全子会社である。

２　控訴人兼附帯被控訴人（第１審被告）

（１）株式会社レントレックス（「１審被告レントレックス」）

投資用マンションを中心とした不動産の賃貸管理，仲介等を業とする資本金の額が９９０万円の株式会社であり，平成２０年１１月１４日，代表取締役を務めている１審被告Ｙ１によって設立され，同月頃，１審被告Ｙ２を従業員として雇用したものであるが，１審原告コミュニティとは競争関係にある。１審被告レントレックスは，創業から平成２１年２月頃までは，１審被告Ｙ１及び同Ｙ２が稼働していたほかに１審被告Ｙ１の妻が手伝っていたが，その他に従業員はいなかった。

（２）Ｙ１（「１審被告Ｙ１」）

平成１４年３月，１審原告ネクストに営業社員（従業員）として採用され，営業部に所属して投資用マンションの販売業務に携わり，平成１８年２月，課長に就任したが，平成２０年４月，カスタマーサポートグループへの異動を経て，同年７月９日，１審原告ネクストを退職した者。

（３）Ｙ２（「１審被告Ｙ２」

成１５年２月，１審原告ネクストに営業社員（従業員）として採用され，営業部に所属して投資用マンションの販売業務に携わった後，平成２０年１０月２７日，１審原告ネクストを退職した者。

第２　事件の概要と経緯

１．一審原告ネクストとその子会社である一審原告コミュニティが、一審原告ネクストの営業社員であった一審被告Ｙ１及び同Ｙ２が、一審原告らの営業秘密である顧客情報を取得し、一審被告Ｙ１が一審原告ネクストを退社した後に設立した一審被告レントレックスで、上記顧客情報を使用して一審原告らの顧客に連絡し賃貸管理の委託先を１審原告コミュニティから１審被告レントレックスに変更するよう勧誘して賃貸管理委託契約を締結し、一審原告らの営業上の信用を害する虚偽の事実を告知するなどして１審原告らに損害を与えたとして、損害賠償を求めて提訴した。

２　第１審裁判所は、原判決別紙顧客移動一覧表及び顧客勧誘一覧表記載の顧客番号１ないし６５の６６名の顧客（顧客番号４９の顧客は２名と数える。以下，当該各一覧表に記載の顧客を，その番号に従って「顧客番号１」などという。）のうち，５１名に対する不正競争防

止法２条１項７，８号所定の図利加害目的による顧客情報使用を認定したほか，同じく６６名の顧客のうち，１０名に対する同項１４号所定の信用毀損を認定し，同法４条に基づき，１審原告らの請求を１審原告ネクストについては，信用毀損による損害（１００万円）及び弁護士費用（１０万円），１審原告コミュニティについては，逸失委託料相当額（３０３万３２１４円），信用毀損による損害（５０万円）及び弁護士費用（４０万円）及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で認容した。

３　これに対し，１審被告らは，原判決を不服として控訴し，１審原告らも，附帯控訴したところ、控訴審裁判所は、１審被告らによる一審原告Ｙ社の顧客情報の取得・使用及び１審原告らの信用毀損を認め、１審被告らの本件控訴及び１審原告Ｘ社の附帯控訴を棄却し、１審原告Ｙ社の附帯控訴に基づき原判決を変更し、1 審原告コミュニティの逸失委託料の損害額を３８５万１３７７円に変更した。

第３　本件の争点

１　不正取得行為又は図利加害目的による顧客情報使用（不正競争防止法２条１項４，５，７，８号）について
（１）１審原告らの顧客情報は，１審被告Ｙ１及び同Ｙ２の携帯電話や記憶に残っていたものも含め，１審原告らの営業秘密に該当するか（争点１）
（２）１審被告Ｙ１及び同Ｙ２は，退職後に１審原告ら又は秘密保持義務を負った１審原告らの元従業員から取得した１審原告らの顧客情報を使用して１審原告らの顧客に連絡し，営業活動を行ったか（争点２）
（３）１審被告Ｙ１及び同Ｙ２が１審原告らからその顧客情報を取得した場合，それは，不正の手段によるものか。仮に不正の手段によるものでない場合，１審被告Ｙ１及び同Ｙ２が，１審原告らの顧客情報を１審原告らから示され，退職後に図利加害目的で１審原告らの顧客情報を使用して１審原告らの顧客に連絡し，営業活動を行ったといえるか，また，１審被告Ｙ１及び同Ｙ２が秘密保持義務を負った１審原告らの元従業員から１審原告らの顧客情報を取得した場合，それは悪意重過失によるものか（争点３）
（４）　１審被告らの故意・過失（争点４）

２　信用毀損（不正競争防止法２条１項１４号）について
（１）１審原告ネクストと１審被告らとは競争関係にあるか（争点５）
（２）１審被告らは１審原告らの顧客に対して１審原告らの営業上の信用を害する虚偽の事実を告知したか（争点６）
（３）１審被告らの故意・過失（争点７）

３　債務不履行について

（１）１審被告Ｙ１及び同Ｙ２の誓約書並びに１審原告ネクストの就業規則は公序良俗に反して無効か（争点８）
（２）１審被告Ｙ１及び同Ｙ２は退職後も１審原告らの顧客情報を保有してこれを基に競業的行為を行ったか（争点９）
（３）１審被告Ｙ１及び同Ｙ２が退職後も１審原告らの顧客情報を保有してこれを基に競業的行為を行ったことに正当な理由があるか（争点１０）
４　因果関係及び損害（争点１１）

第４　裁判所の判断

１　争点１（１審原告らの顧客情報は，１審被告Ｙ１及び同Ｙ２の携帯電話や記憶に残っていたものも含め，１審原告らの営業秘密に該当するか）について
（１）顧客情報の帰属先について
１審原告ネクストから投資用マンションを購入して１審原告コミュニティに賃貸管理を委託した顧客の氏名，年齢，住所，電話番号，勤務先名・所在地，年収，所有物件，借入状況，賃貸状況等から構成される情報（以下「本件顧客情報」という。）は，いずれも１審原告らの従業員が業務上取得した情報であるから，これを従業員が自己の所有する携帯電話や記憶に残したか否かにかかわらず，勤務先の１審原告らに当然に帰属するというべきである。
１審原告ネクストの有する本件顧客情報は，当然に１審原告コミュニティの業務にも必要なものであって，かつ，投資用マンションの売買契約及び賃貸管理委託契約の一方の当事者である顧客も，これを当然了解しているものである。以上のような１審原告らの関係によれば，１審原告らは，本件顧客情報を相互に提供することで顧客の需要に応じているものと認められ，本件顧客情報は，１審原告らのうちのいずれの従業員が取得したかを問わず，１審原告ら双方に帰属するものといえる。
そして，１審被告Ｙ１及び同Ｙ２の携帯電話や記憶に残っていた本件顧客情報は，いずれも１審原告ネクストでの投資用マンションの販売業務に関連して取得されたことが認められるから，勤務先の１審原告ネクストに帰属するとともに，上記のとおり，１審原告コミュニティにも帰属するものといえる。
（２）秘密管理性について
本件顧客情報は，１審原告ネクストの営業部を統括する営業本部により，顧客ファイルや顧客管理システムに保管された電子データとして一元管理されており，顧客ファイルや顧客管理システムは，いずれも入室が制限された施錠付きの部屋に保管されている上，その利用も，前者は営業本部所属の従業員と所定の申請手続を経た営業部所属の従業員に限定され，後者も所定のログイン操作を経た営業本部所属の従業員に限定されている。
なお，本件顧客情報は，営業部所属の従業員によって契約内容報告書の写しとして保管されてはいるものの，これは，顧客からの問い合わせに迅速に対応したり買増し営業が見込める顧客を絞り込んだりするという営業上の必要性に基づくものである上，１審原告らは，各

部内に常備された本件就業規則で秘密保持義務を規定するとともに退職時に秘密保持に関する誓約書を提出させたり，各種の情報セキュリティを実施してＩＳＭＳ認証やＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１認証を取得し，毎年行われる審査に合格したり，従業員に対する「ＩＳＯ２７００１ハンドブック」の配布やこれに基づく研修・試験といった周知・教育のための措置を実施したりしていたのであるから，１審原告らは，従業員に対して，本件顧客情報が秘密であると容易に認識し得るようにしていたものといえる。以上を総合すれば，１審原告らは，本件顧客情報に接し得る者を制限し，本件顧客情報に接した者に本件顧客情報が秘密であると認識し得るようにしていたといえるから，本件顧客情報は，１審原告らの秘密として管理されていたということができる。

以上に対して，１審被告らは，本件顧客情報について，関係書類が机上に放置されていたり，写しが上司等に配布されたり，上司の指導で休日等における営業のために自宅に持ち帰られたり，手帳等で管理されて成約後も破棄されなかったり，本件就業規則が周知されていなかったりするなど，ずさんな方法で管理されていたことから，本件顧客情報は秘密管理性を欠く旨主張する。しかしながら，上記関係書類が上司等に配布されたり自宅に持ち帰られたり手帳等で管理されて成約後も破棄されなかったりしていたとしても，それは営業上の必要性に基づくものである上，１審原告らの営業関係部署に所属する従業員以外の者が上記関係書類や手帳等に接し得たことを窺わせる事情も見当たらず，１審原告らがその従業員に本件顧客情報を秘密であると容易に認識し得るようにしていたことは前記の認定のとおりである。また，本件顧客情報の関係書類が机上に放置されていたことは，これを認めるに足りる証拠がない。したがって，本件顧客情報が秘密管理性を欠くとの１審被告らの上記主張は，採用することができない。したがって，本件顧客情報が秘密管理性を欠くとの１審被告らの上記主張は，採用することができない。

（３）有用性・非公知性について

１審原告らの顧客は，１審原告ネクストの販売する投資用マンションを買い増しして１審原告コミュニティに賃貸管理を委託することが多いため，本件顧客情報を用いて営業活動を行えば効率的に投資用マンションの売買契約や賃貸管理委託契約を成立させ得ること，本件顧客情報は，１審原告ネクストの販売する投資用マンションを購入した約７０００名の個人情報であり，一般には知られていないことが認められるから，本件顧客情報は，１審原告らの事業活動に有用な営業上の情報であって，公然と知られていないものといえる。

２　争点２（１審被告Ｙ１及び同Ｙ２は，退職後に１審原告ら又は秘密保持義務を負った１審原告らの元従業員から取得した１審原告らの顧客情報を使用して１審原告らの顧客に連絡し，営業活動を行ったか）について

１審被告Ｙ１及び同Ｙ２は，１審原告ネクストを退職した後，別紙顧客勧誘一覧表中の当裁判所の判断の顧客情報使用欄に○と記載された顧客（顧客番号３０を除き，顧客番号４３を含む。）に対し，１審原告コミュニティ又は同１審原告に対する秘密保持義務を負った１審原告ネクストの元従業員から取得した１審原告コミュニティの営業秘密である本件顧客情報

を使用して１審原告コミュニティの顧客に連絡し，営業活動を行ったというべきである。

３　争点３（１審被告Ｙ１及び同Ｙ２が１審原告らからその顧客情報を取得した場合、それは不正の手段によるものか，仮に不正の手段によるものでない場合，１審被告Ｙ１及び同Ｙ２が，１審原告らの顧客情報を１審原告らから示され，退職後に図利加害目的で１審原告らの顧客情報を使用して１審原告らの顧客に連絡し，営業活動を行ったといえるか，また，１審被告Ｙ１及び同Ｙ２が秘密保持義務を負った１審原告らの元社員から１審原告らの顧客情報を取得した場合，それは悪意重過失によるものか）について

（１）不正の手段による取得（不正競争防止法２条１項４号）について

〔１〕１審被告レントレックスが賃貸管理委託契約の解約を代理した人数は，１審原告コミュニティと賃貸管理委託契約を締結していた者以外の者が数名であるのに対し，１審原告コミュニティと賃貸管理委託契約を締結していた者が３８名に上ること，〔２〕原判決別紙顧客勧誘一覧表中の当裁判所の判断の信用毀損欄に○と記載された顧客（信用毀損行為が本件訴状送達後である平成２１年９月１４日にされた顧客番号６４の顧客を除く。）の事実認定欄記載のとおり，１審被告Ｙ１及び同Ｙ２は，平成２０年１１月頃から平成２１年１月頃までの間，１審原告らの顧客９名（顧客番号７，２８，２９，３８，３９，４４，５３，５４，６５）に対し，１審原告ネクストに倒産のおそれがあるという１審原告ネクストの営業上の信用を害する事実を記載した本件書面を送付したり，１審原告ネクストが，大量の在庫を抱えて中古の買取りもできなくなっている上，債務超過で倒産のおそれがあり，１審原告コミュニティも，敷金に手を着けたり家賃の送金も遅れたりしており，１審原告ネクストが倒産すれば，連鎖倒産するなどと１審原告らの営業上の信用を害する事実を電話で告知したりしたこと，〔３〕１審原告コミュニティと１審被告レントレックスとは，投資用マンションの賃貸管理業において競争関係にあり，両者の各サービス内容は，いずれも，賃借人から家賃を集金して顧客に送金するだけの家賃保証がない集金代行方式と，顧客から賃借して賃借人に転貸することで家賃保証があるサブリース方式とに分類され，集金代行方式の管理委託料が最低で１か月３５００円，サブリース方式の家賃保証が最高で家賃の９５％相当額と類似していることが認められる。

以上の各事実に前記２に認定の事実を総合すれば，１審被告Ｙ１及び同Ｙ２は，１審原告コミュニティの顧客に対する営業活動を行っていた際，１審原告コミュニティを狙った競業を行う目的を有していたものと優に推認することができ，この認定を左右するに足りる証拠はない。

（２）１審原告コミュニティからの開示による取得及び図利加害目的（不正競争防止法２条１項７，８号）について

１審原告ネクストでは，本件就業規則や退職者が提出する誓約書で機密保持義務や競業避止義務が規定されるとともに，情報セキュリティに関する周知・教育のための措置が実施されていたものである。それにもかかわらず，１審被告Ｙ１及び同Ｙ２は，１審原告コミュニ

ティを狙った競業を行う目的で，１審原告コミュニティの顧客に対する営業活動を行っていることに加えて，１審被告Ｙ１及び同Ｙ２による本件顧客情報の使用は，顧客番号６４を除き，１審被告レントレックスの設立直前ないし直後であって確たる顧客を有していない平成２０年１０月頃から平成２１年２月頃に集中して行われていることことに照らすと，１審被告Ｙ１及び同Ｙ２が１審原告ネクストを退職した後に１審原告コミュニティの本件顧客情報を使用して１審原告コミュニティの顧客に連絡し，営業活動を行ったことは，不正競争防止法２条１項７号所定の不正の利益を得る目的又は本件顧客情報の帰属主体である１審原告コミュニティに損害を加える目的（図利加害目的）によるものであるというべきである。

（３）悪意重過失による取得（不正競争防止法２条１項８号）について

１審原告ネクスト営業部所属の従業員は，顧客と１審原告コミュニティとの間における賃貸管理委託契約の締結業務も担当している上，１審原告コミュニティの従業員等とともに情報セキュリティに関する研修を受けたり共通のハンドブックを配布されたりしていたのであるから，１審原告コミュニティに対しても本件顧客情報の秘密保持義務を負っていることを認識していたものと優に推認することができる。このため，１審被告Ｙ１及び同Ｙ２は，１審原告ネクスト営業部に所属していたＡ，Ｉ，Ｂ，Ｊ，Ｋ及びＬから本件顧客情報を取得した場合において，Ａほか上記５名が，１審原告コミュニティに対しても秘密保持義務を負っているにもかかわらず，これに反して本件顧客情報を開示していることを知っていたものということができる。したがって，１審被告Ｙ１及び同Ｙ２が１審原告コミュニティに対する秘密保持義務を負った１審原告ネクストの元従業員から本件顧客情報を取得したことは，悪意によるものというべきである。

４　争点４（１審被告らの故意・過失）について

１審被告Ｙ１及び同Ｙ２は，平成１６年１０月２６日や同年１２月２０日に１審原告ネクストの営業本部が発出した社内通達や平成１７年から毎年行われている情報セキュリティに関する研修等により，本件顧客情報が集約された顧客ファイルが平成１６年末から営業本部によって一元管理されていることや本件顧客情報が非公知の情報資産であることを認識していたものと認められるから，本件顧客情報が１審原告らの営業秘密に該当する旨認識していたといえる。にもかかわらず，１審被告Ｙ１及び同Ｙ２は，１審原告ネクストを退職した後，１審原告コミュニティを狙った競業を行う目的で，本件顧客情報を使用して１審原告コミュニティの顧客に対する営業活動を行ったのであるから，営業秘密の不正使用という不正競争（不正競争防止法２条１項７号）の故意があるものといえる。そして，１審被告Ｙ１が代表者を務める１審被告レントレックスも，上記故意があるものといえる。

また，１審被告Ｙ１及び同Ｙ２は，前記３（３）のとおり，１審原告コミュニティに対する秘密保持義務を負った１審原告ネクストの元従業員から悪意によって本件顧客情報を取得し，これを使用して１審原告コミュニティの顧客に対する営業活動を行ったのであるから，不正開示された営業秘密の不正使用という不正競争（不正競争防止法２条１項８号）の故意

があるものといえる。そして，１審被告Ｙ１が代表者を務める１審被告レントレックスも，上記故意があるものといえる。

したがって，１審被告らには，営業秘密の不正使用又は不正開示された営業秘密の使用についての故意があるというべきである。

５　争点５（１審原告ネクストと１審被告らとは競争関係にあるか）について

１審原告ネクストは，その目的に「不動産の売買，仲介，賃貸，管理およびコンサルティングに関する業務」を掲げ，実際に，投資用マンションの売買だけでなく，その賃貸営業，仲介及びコンサルティングに関する事業を行っている一方，１審被告レントレックスは，その目的に「１不動産の賃貸管理業，２不動産の売買，交換，仲介，保有ならびに運用，３不動産コンサルティング業」を掲げ，実際に，投資用マンションの賃貸管理だけでなく，その賃貸営業，仲介及びコンサルティングに関する事業を行っていることが認められる。

したがって，１審原告ネクストと１審被告レントレックスは，投資用マンションの賃貸営業，仲介及びコンサルティングに関する事業において，市場における競合が生じるおそれがあるといえる。また，１審被告Ｙ１は，１審被告レントレックスの代表者として，１審被告Ｙ２も，１審被告レントレックスの従業員として，その業務を行っている者であるから，１審原告ネクストと１審被告Ｙ１及び同Ｙ２の間でも，市場における競合が生じるおそれがあるといえる。　したがって，１審原告ネクストと１審被告らとは，競争関係にあるというべきである。

６　争点６（１審被告らは１審原告らの顧客に対して１審原告らの営業上の信用を害する虚偽の事実を告知したか）について

１審被告Ｙ１及び同Ｙ２が平成２０年１１月ころから平成２１年１月ころまでの間に１審原告らの顧客９名に対して１審原告らに倒産のおそれがあるという１審原告らの営業上の信用を害する事実を告知している。また，原判決別紙顧客勧誘一覧表中の顧客番号６４に係る当裁判所の判断欄記載のとおり，１審被告Ｙ２は，平成２１年９月１４日，上記顧客に対し，１審原告らが多くのオーナーから訴えられているなどと１審原告らの営業上の信用を害する事実を電話で告知している。しかしながら，証拠（甲１４，１５，１７，１８，乙６２，原審証人Ｈ，弁論の全趣旨）によれば，〔１〕平成２０年度（同年４月１日～平成２１年３月３１日）の１審原告ネクストは，総資産が約２２８億円，総負債が約６４億円の約１６４億円の資産超過であり，同年度の１審原告コミュニティも，総資産が約３７億円，総負債が約３１億円の約６億円の資産超過であること，〔２〕ＰＢＲ（株式純資産倍率）とは，株価を１株当たりの純資産額で除したものを指し，企業価値に対する株価の割高感・割安感を測る指標にすぎず，企業の財務状況と直結するものではないこと，〔３〕１審原告ネクストにおいて大量の在庫を抱えていた事実はなく，１審原告ネクストは，中古マンションの買取りを積極的に行っていたこと，〔４〕１審原告コミュニティにおいて敷金を着服したり家賃の送金が遅れたりしていた事実はないこと，〔５〕１審原告らが平成２１年当時に多くの投資用マンション

所有者から訴えられていた事実はないことが認められる。

これらの事実を総合すれば，平成２０年当時の１審原告らに倒産のおそれはなかったものと優に推認することができ，この認定を左右するに足りる証拠はない。

よって，１審被告らは，１審原告らの顧客１０名に対し，１審原告らの営業上の信用を害する虚偽の事実を告知した（不正競争防止法２条１項１４号。信用毀損）というべきである。

７　争点７（１審被告らの故意・過失）について

１審被告Ｙ１及び同Ｙ２は，１審被告レントレックスの業務として，不正の利益を得る目的又は１審原告コミュニティに損害を加える目的（図利加害目的）をもって，１審原告コミュニティから示され，あるいは１審原告コミュニティに対する秘密保持義務を負っている原告ネクストの元従業員から取得した，その営業秘密である本件顧客情報を使用した（不正競争防止法２条１項７，８号）ほか，１審原告らと競争関係にあるところ，故意により，１審原告らの顧客に対し，１審原告らの営業上の信用を害する虚偽の事実を告知したものである（同項１４号）。そして，１審被告Ｙ１は，１審被告レントレックスの代表者として自ら，あるいは当時自己の妻を除けば唯一の従業員であった１審被告Ｙ２と意思を相通じて前記図利加害目的による本件顧客情報の使用又は信用毀損を実行したものであるから，不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者に当たり，不正競争防止法４条に基づき，１審被告レントレックスと連帯して，１審原告らに生じた前記損害の全てについて賠償する責任を負う。

また，１審被告Ｙ２は，１審被告レントレックスの従業員として，前記図利加害目的による本件顧客情報の使用又は信用毀損の一部を実行したにとどまるものではある。しかしながら，１審被告Ｙ１及び同Ｙ２は，いずれも不正競争防止法２条１項７号所定の不正の利益を得る目的又は本件顧客情報の帰属主体である１審原告コミュニティに損害を加える目的（図利加害目的）でこれらの各行為に及んでいることや，信用毀損については本件書面など定型的な手段も用いられていることに加えて，これらのうち１審被告Ｙ１が直接実行した各行為がいずれも１審被告Ｙ２が１審被告レントレックスのほぼ唯一の従業員であった時期にされていることに照らすと，１審被告Ｙ２は，上記各行為をいずれも１審被告Ｙ１と意思を相通じて実行したものと推認され，この認定を妨げるに足りる証拠はない。したがって，１審被告Ｙ２は，以上の全ての不正競争行為について不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者に当たり，やはり不正競争防止法４条に基づき，１審被告レントレックス及び同Ｙ１と連帯して，１審原告らに生じた前記損害の全てについて賠償する責任を負うものというべきである。

８　争点８（本件誓約書・本件就業規則は公序良俗に反して無効か），争点９（１審被告Ｙ１及び同Ｙ２は退職後も１審原告らの顧客情報を保有してこれを基に競業的行為を行ったか）及び争点１０（１審被告Ｙ１及び同Ｙ２が退職後も１審原告らの顧客情報を保有してこれを基に競業的行為を行ったことに正当な理由があるか）について

（１）本件誓約書２ないし４項各違反並びに本件就業規則１２条１５号，５４条２項及び５

６条４項各違反の債務不履行に基づく損害賠償請求について

前記のとおり，１審被告らは，１審原告らに対し，図利加害目的による本件顧客情報の使用（不正競争防止法２条１項７，８号）及び信用毀損（同項１４号）により損害賠償責任を負うものであるから，これと競合する本件誓約書２項ないし４項の各違反並びに本件就業規則１２条１５号，５４条２項及び５６条４項の各違反の債務不履行に基づく損害賠償請求については，判断を要しない。

（２）本件就業規則５５条（競業避止義務）前段及び後段各違反の債務不履行に基づく損害賠償請求について

本件就業規則５５条前段は，「社員のうち役職者，又は企画の職務に従事したことのある者が退職し，又は解雇された場合」ではなくて「社員のうち役職者，又は企画の職務に従事していた者が退職し，又は解雇された場合」と規定していることから，１審原告ネクストを退職した時に役職者又は企画の職務に従事していた者を対象とするものと解される。そして，本件就業規則を通覧しても「役職者，又は企画の職務に従事していた者」の定義は見当たらないところ、同条が元従業員について一定期間の競業等を禁止して営業の自由等を制限していることに鑑みると，ここにいう「役職者，又は企画の職務に従事していた者」の範囲については謙抑的に理解すべきものである。そして，１審原告ネクストには多数の課長及び係長がいることや，これらの者がいずれも専ら又は主として特定の見込み客又は顧客に対する営業活動等に当たっており本件顧客情報についても制限的なアクセスしか得られないことに照らすと，これらの者による退職又は解雇後の競業が１審原告ネクストに与え得る損害は，相対的には限定されており，これらの者による退職又は解雇後の競業による１審原告ネクストの損失を予防するには，本件就業規則の他の条項及び本件誓約書により秘密保持義務を課することで対処することで足りるものというべきであって，ここにいう「役職者」は，少なくとも課長以下の従業員を含まないものと解するのが相当である。

そして，１審被告Ｙ１及び同Ｙ２は，いずれも１審原告ネクストを退職した時，上記の意味における「役職者」ではなく，また，「企画の職務に従事していた者」でもないから，同条前段違反の債務不履行責任を負う余地はない。

次に，本件就業規則５５条後段は，対象者が明記されていないものの，対象者が同条前段のそれと異なる場合，明記されるのが通常である上，禁止行為のみが「また」という接続詞で同条前段の禁止行為と並べて規定されているから，対象者が同条前段のそれと同じであると解するのが自然である。また，同条前段が禁じる１審原告ネクストの承認を得ない離職後６か月間の日本国内における競業と同条後段が禁じる１審原告ネクスト在職中に知り得た顧客との離職後１年間の取引は，禁止の強度がおおむね同程度と解されるから，そのような観点からも対象者が同条前段のそれと同じであると解するのが相当である。そして，１審被告Ｙ１及び同Ｙ２は，いずれも１審原告ネクストを退職した時，上記の意味における「役職者」ではなく，また，「企画の職務に従事していた者」でもないから，同条後段違反の債務不履行責任を負う余地もないというべきである

９　争点１１（因果関係及び損害）について

（１）１審原告ネクストの損害

ア　１審被告らの違法行為への対応費用　０円

１審原告ネクストとの関係で生じ得る１審被告らの違法行為への対応費用は，１審原告らの顧客１０名に対して１審原告ネクストの営業上の信用を害する虚偽の事実を告知したことによって生じ得る費用がこれに当たる。しかしながら，１０名の顧客への事実関係の確認や陳述書の準備等の対応に要する費用につき，弁護士費用を超えて通常生じる損害と認めることはできないというべきであり，これに反する１審原告ネクストの主張は，採用できない。

イ　信用毀損による損害　１００万円

前記のとおり，１審原告ネクストは，１審被告らの前記信用毀損行為により，顧客に企業の存続可能性を疑われるなど，上場企業として大切な信用を毀損されたものである。もっとも，本件書面に記載された事実は，実際，日刊ゲンダイに掲載されたものである上，１審被告らの信用毀損行為は，１０名という特定少数の顧客に対してそれぞれ特定の時期に書面の送付や電話での告知をしたにとどまり，これによって，その後の売上げの減少等といった実害が生じた形跡はうかがわれない。これらの事情にその他本件口頭弁論に顕れた諸般の事情を併せて総合考慮すれば，１審原告ネクストの信用毀損による損害額は１００万円（顧客番号６４については，うち１万円）とするのが相当である。

ウ　弁護士費用　１０万円

本件事案の内容，審理経過，前記認容額その他諸般の事情を総合考慮して１０万円（顧客番号６４に係る信用毀損の弁護士費用は，うち１０００円）とするのが相当である。

エ　１審原告ネクストの損害合計　１１０万円

（２）１審原告コミュニティの損害

ア　逸失委託料　３８５万１３７７円

（イ）相当因果関係ある損害としての逸失委託料

１審原告コミュニティは，１審被告らが前記図利加害目的による本件顧客情報の使用をしなければ，前記顧客２７名から相当期間賃貸管理を受託して管理委託料を得ることができたものと認められる。上記相当期間は，１審原告コミュニティが顧客との間で締結する賃貸管理委託契約の契約期間が２年であり，自動更新条項はあるものの（甲４０），顧客は２年満了時に更新の是非を判断するのが通常であるから，２年をもって相当と認める。その上で，２年を限度とする前記逸失委託料に１審原告コミュニティの限界利益率（粗利から変動経費を除いた限界利益が収入に対して占める割合）を乗じたいわゆる限界利益の額の限度で，上記行為等に起因する損害と認めるのが相当であり，１審原告らの主張等によっても，この認定を左右するには足りない。

本件についてこれをみると，１審被告レントレックスは，いずれの前記顧客からも，２年以上賃貸管理を受託していたから，相当因果関係ある損害としての逸失委託料は２年分となり，合計５０３万４４８０円となる。

（ウ）顧客等の事情による減額等

前記顧客２７名が１審原告コミュニティとの賃貸管理委託契約を解約するに当たり，これらの顧客が有していた１審原告らのサービスに対する一定程度の不満や，１審被告レントレックスが売却の際の仲介手数料を６万円のみと相当安くするサービスを提供していたこと等の顧客側の事情も，ある程度影響していたことが認められる。そこで，前記の相当因果関係ある損害としての逸失委託料の発生には，１審被告らの前記図利加害目的による本件顧客情報の使用が９０％の限度で寄与しているものと認め，１０％を控除するのが相当である。

そうすると，逸失委託料としての損害額は，前記限界利益額に前記１０％の減額を行い，合計３８５万１３７７円（１円未満切捨て）となる。

イ　１審被告らの違法行為への対応費用　０円

１審原告コミュニティとの関係で生じ得る１審被告らの違法行為への対応費用は，１審被告Ｙ１及び同Ｙ２において１審原告コミュニティや元同僚から取得した営業秘密である本件顧客情報を使用したことによって生じ得る費用がこれに当たるものといえる。しかしながら，２７名の顧客への事実関係の確認や陳述書の準備等の対応に要する費用を，弁護士費用を超えて通常生じる損害とは認め難い上，１審原告らは上記２７名の顧客に係る陳述書を作成していないから，これらの費用を損害として認めることはできないというべきであり，これに反する１審原告コミュニティの主張は，採用できない。

ウ　信用毀損による損害　５０万円

１審原告コミュニティは，１審被告らの前記信用毀損行為により，顧客に企業の存続可能性を疑われ，賃貸管理委託契約を解約されかかったなど，企業として大切な信用を毀損されたものである。もっとも，本件書面には，１審原告コミュニティに関する記載がなかった上，１審被告らの信用毀損行為は，１０名という特定少数の顧客に対してそれぞれ特定の時期に電話での告知をしたにとどまり，これによって，賃貸管理委託契約が解約されてしまうなどといった実害が生じた形跡はうかがわれない。これらの事情にその他本件口頭弁論に顕れた諸般の事情を併せて総合考慮すれば，１審原告コミュニティの信用毀損による損害額は５０万円（顧客番号６４の顧客については，うち５０００円）とするのが相当である。

エ　弁護士費用　４０万円

本件事案の内容，審理経過，前記認容額その他諸般の事情を総合考慮して４０万円（顧客番号６４の顧客に係る信用毀損の弁護士費用は，うち５００円）とするのが相当である。

オ　１審原告コミュニティの損害合計　４７５万１３７７円

Ⅳ　東和レジスター

東京地裁民事第４７部（高野輝久裁判長）平成２５年１０月１７日判決（平成２３年（ワ）第２２２７７号事件）

第１　当事者

１　原告　東和レジスター東関東販売株式会社

レジスター，計算機，電光表示器及び電光看板の販売等を業とする資本金の額が３０００万円の株式会社であり，代表取締役をＣが務めている。

２　被告

（１）　株式会社ＴＢグループ（旧商号東和メックス株式会社）（「被告メックス」）

携帯端末による電子財布，デジタルサイネージ，ＬＥＤ表示器，電子レジスターの企画，開発，製造，販売及び保守等を業とする資本金の額が約３６億円の株式会社であり，代表取締役をＤが務めている。

（２）株式会社ＴＯＷＡ（「被告東和」）

情報システム機器の企画，開発及び販売並びに事務用機器の販売，賃貸及び輸出入等を業とする資本金の額が３億円の株式会社であり，被告メックスの完全子会社である。

（３）Ａ（「被告Ａ」）

平成３年に被告メックスの取締役に就任し，平成２１年６月３０日に被告ＴＯＷＡの代表取締役に就任した。

（４）Ｂ（「被告Ｂ」）

平成２年１２月に被告メックスの従業員として採用され，平成２１年６月３０日に被告ＴＯＷＡの取締役に就任した。

第２　事案の概要

本件は，原告が，仕入先であった被告メックスの完全子会社である被告ＴＯＷＡに顧客対応業務を移管した際，被告メックス，同被告取締役兼被告ＴＯＷＡ代表取締役の被告Ａ及び被告ＴＯＷＡ取締役の被告Ｂが共同して，（１）〔１〕不正の手段により，〔２〕原告の従業員が不正の手段により原告の営業秘密である顧客情報を取得したことを知って，若しくは重大な過失により知らないで，又は，〔３〕原告の元従業員が図利加害目的で若しくは守秘義務に違反して当該顧客情報を開示していることを知って，若しくは重大な過失により知らないで当該顧客情報を取得し，被告ＴＯＷＡで使用して，これにより１億１０００万円（弁護士費用相当損害金１０００万円を含む。）の損害を被った，（２）顧客対応業務委託費用名下に金員を騙取し，これにより１０３５万２２００円（弁護士費用相当損害金９４万円を含む。）の損害を被ったと主張して，被告らに対し，不正競争防止法４条，民法７１９条及び被告ＴＯＷＡについて会社法３５０条に基づき，損害金合計１億２０３５万２２００円及びこれに対する不法行為の後の日である平成２３年７月１３日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

これに対して、裁判所は、被告Ａ及び被告Ｂは、原告の従業員が不正の手段により本件顧客情報を取得したことを知って、又は重大な過失により知らないで、本件顧客情報を取得し、若しくは使用したものであり、原告は、被告Ａと同Ｂの不正競争がなければ、被告メックスに対して本件顧客情報をその価値相当額で譲渡することができたにもかかわらず、上記不正

競争により、被告Ｐ社が本件顧客情報を取得して譲渡の協議に応じなくなってしまい、本件顧客情報の価値相当額の利益を失ったと認められるとして、原告の請求を一部（５２９６万６１００円）認容した。

第３　本件の争点

１　営業秘密の取得について
（１）本件顧客情報が営業秘密に当たるか
（２）被告メックス，同Ａ及び同Ｂが共同して，(i)不正の手段により，(ii)原告の従業員が不正の手段により本件顧客情報を取得したことを知って，若しくは重大な過失により知らないで，又は，(iii)原告の元従業員が図利加害目的で若しくは守秘義務に違反して本件顧客情報を開示していることを知って，若しくは重大な過失により知らないで本件顧客情報を取得し，被告ＴＯＷＡで使用したか
（３）損害の額

２　詐欺について
（１）被告メックス，同Ａ及び同Ｂが共同して原告を欺罔したか
（２）損害の額である。

第４　裁判所の判断

１　営業秘密の取得について
（１）争点①（本件顧客情報が営業秘密に当たるか）
ア　秘密管理性について
（ア）本件顧客情報は，平成２２年３月当時，２万６３７８件の販売情報から構成されていたこと，顧客管理パソコンが置かれた原告の本社３階の管理部は，業務時間外には，本社１階と管理部の各出入口に取り付けられた錠と警備装置により，錠を開く各鍵と警備を解除するカードキーとを所持する役員及び管理部所属の正社員３名以外の立入りが制限され，業務時間内にも，常に管理部所属の従業員４名のうちの誰かが管理部か奥の役員室にいることにより，役員，管理部所属の従業員及びこれらの者に入室を認められた者以外の立入りが制限されていたこと，本件顧客情報を管理部の顧客管理パソコンに集約し，錠や警備装置によって管理部への立入りを制限するとともに，パスワードの設定やアクセス権者の限定，本件顧客情報の開示手続と責任者の明確化によって本件顧客情報の閲覧を制限していたこと，原告は，本件規定や本件就業規則で個人情報を含む本件顧客情報の守秘義務を従業員に課し，業務通達や社内研修で周知に努め，例えば管理部が営業のために営業部等に本件顧客情報を送付した場合には，送付先の長が個人情報管理責任者としてその責任の下に管理していたことが認められる。

（イ）顧客管理パソコンのパスワードは変更されず，顧客管理パソコンが設置された机の施錠されていない引き出しの中にパスワードを記載した紙が入っていたこと，原告の従業員であったＥ２は，管理部に所属していた当時，顧客管理パソコンの画面上に本件顧客情報を表示させたままにしていたことが認められるが，管理部への立入りが制限されていたから，顧客管理パソコンの非アクセス権者が画面上に表示された本件顧客情報を閲覧すること自体が想定し難く，上記事実があるとしても，前記認定を覆すものではない。

イ　有用性及び非公知性について

本件顧客情報は，平成２２年３月当時，２万６３７８件に及ぶ販売先の名称，住所，連絡先，販売した時期や製品，価格，リース期間及び契約番号等から構成され，一般に知られていなかったこと，本件顧客情報から残リース期間等が少なくなった顧客を抽出して買替えや買増しを勧めると，飛込みで営業を行うよりも，効率良く販売することができたことが認められ，これらによると，本件顧客情報は，原告の事業活動に有用な営業上の情報であって，公然と知られていなかったものであると認められる。

（２）争点②（被告メックス，同Ａ及び同Ｂが共同して，(i)不正の手段により，(ii)原告の従業員が不正の手段により本件顧客情報を取得したことを知って，若しくは重大な過失により知らないで，又は，(iii)原告の元従業員が図利加害目的で若しくは守秘義務に違反して本件顧客情報を開示していることを知って，若しくは重大な過失により知らないで本件顧客情報を取得し，被告ＴＯＷＡで使用したか）

原告の個人情報保護基本規定３（４）や就業規則９条１１号は，原告を退職する前後を問わず，正当な理由なく，従業員が原告の機密情報等を取得したり社外に持ち出したりすることを禁じていたが，原告の従業員であったＥ１は，平成２２年３月３１日に，原告の従業員であったＥ２に全ての本件顧客情報を顧客管理パソコンから記憶媒体に複製させてこれを取得し，同年４月上旬に，電光表示器変更パソコンの中に本件顧客情報が入っていることを知りながら，上記パソコンを原告から被告ＴＯＷＡに引き渡させて本件顧客情報を取得したのであるから，不正の手段により本件顧客情報を取得したということができる。

そして，原告のような販売会社における顧客情報は，通常，販売に役立つ営業上の秘密情報として管理されていることが多く，のれんの一部を構成するものであり，被告Ａは，平成２１年５月以降，Ｃとの間で，のれんを含めた原告の事業や資産等を被告ＴＯＷＡで譲り受けるための交渉を断続的に行い，被告Ｂも，平成２２年３月以降，被告ＴＯＷＡによる顧客対応業務の引受けに係る作業に従事していたところ，Ｅ１から開示された本件顧客情報は被告ＴＯＷＡが引き受けた顧客対応業務において有用なものであったにもかかわらず，本件移管において，原告が被告ＴＯＷＡに対し本件顧客情報を明示して開示する手続をしていないのであるから，被告Ａと同Ｂは，本件顧客情報が原告の営業秘密に当たるものであり，Ｅ１が不正の手段によりこれを取得したことを知って，又は重大な過失により知らないで，Ｅ１から本件顧客情報の開示を受けたと認められる。なお，被告Ａや同ＢがＥ１から本件顧客情報の開示を受けたときに本件顧客情報が原告の営業秘密に当たることやＥ１が不正の手段に

よりこれを取得したことを重大な過失によることなく知らなかったとしても，被告ＴＯＷＡで本件顧客情報が使用されていることについて，平成２２年８月下旬に，被告ＡはＣから問いただされ，また、被告ＢはＥ１から相談を受けて，いずれも，本件顧客情報が原告の営業秘密に当たるものであり，Ｅ１が不正の手段で本件顧客情報を取得したことを知って，又は重大な過失により知らないで，本件顧客情報を使用したと認められる。

（３）争点③（損害の額）

ア　逸失利益　４８１５万１０００円

本件顧客情報の価値は，これを使用することによって得られる利益（粗利）からこれを使用することによって要する費用（変動費）を控除したいわゆる限界利益がこれに相当すると認められる。

（ア）リプレイス販売による利益について

レジスター等の販売には，通常，６年間のリース契約等が用いられ，残リース期間等が２年未満となった顧客に旧製品から新製品へと切り替えるリプレイス販売を勧めると，飛込みで営業を行うよりも，効率良く販売することができることが認められる。そして，顧客のうち残リース期間等が２年未満となった顧客を抽出するには本件顧客情報がなければできないと考えられるから，リプレイス販売によって相当期間得られる利益は，本件顧客情報を使用することによって得られる利益であるということができる。

リプレイス販売によって相当期間得られる利益の額は，原告の売上げが平成１８年ころから毎年減少していたことやリース期間等が通常６年間で設定されることを考慮すれば，原告における直近３年間の販売状況を基に，６年間に得られる利益の額とするのが相当である。

原告は，平成１９年１月から平成２１年１２月までの３年間に，本件顧客情報を使用したリプレイス販売により，レジスターを２２５台，電光表示器を４２８台，その他券売機等を６３台販売したこと，上記期間における各１台当たりの平均粗利額は，次の計算式（種類別平均粗利額に個別平均販売価格の種類別平均販売価格に対する割合を乗じたもの）のとおり，レジスターが２０万１１６７円，電光表示器が３１万４５３０円，その他券売機等が１４万２１４０円を下らなかったことが認められる。

（計算式）２０万７１９５．６円×（３７万５５０２．６円＋３０万５４９０．２円＋３０万５３８１．８円）÷３÷３３万８６４４．４円＝２０万１１６７円

３４万２７７８．９円×（６０万０３６９．４円＋５８万８７１４．９円＋４８万４３１２．１円）÷３÷６０万７８９４．７円＝３１万４５３０円

１９万１６４５．７円×（３２万６５７５．０円＋３７万０４１１．５円＋２０万２１８６．４円）÷３÷４０万４１１４．０円＝１４万２１４０円（１円未満切捨て）

そうすると，リプレイス販売によって６年間に得られる利益の額は，次の計算式のとおり，３億７７６７万２４７０円であり，これが本件顧客情報を使用することによって得られる利益である。

（計算式）（２０万１１６７円×２２５台＋３１万４５３０円×４２８台＋１４万２１４０円×６３台）×２＝３億７７６７万２４７０円

（イ）複数販売による利益について

残リース料や残リース期間等が少なくなった顧客に周辺機器等の製品を追加販売する複数販売を勧めると，飛込みで営業を行うよりも，効率良く販売することができることが認められる。そして，顧客のうち残リース料や残リース期間等が少なくなった顧客を抽出するには本件顧客情報がなければできないと考えられるから，複数販売によって相当期間得られる利益は，本件顧客情報を使用することによって得られる利益であるということができる。

複数販売によって相当期間得られる利益の額は，前記（ア）と同様に，原告における直近３年間の販売状況を基に，６年間に得られる利益の額とするのが相当である。原告は，平成１９年３月から平成２２年２月までの３年間に，追加販売により，２億１４９５万２７３６円（２億３６７３万２０８９円×（１－０．０９２（リプレイス販売混入率）），１円未満切捨て）販売したこと，上記期間における各１台当たりの平均粗利率は，次の計算式（個別平均粗利額を個別平均販売価格で除したもの）のとおり，約５５．０％であったことが認められるところ，このうち半分が複数販売によるものと認めるのが相当である。

（計算式）｛２０万１１６７円÷（３７万５５０２．６円＋３０万５４９０．２円＋３０万５３８１．８円）×３＋３１万４５３０円÷（６０万０３６９．４円＋５８万８７１４．９円＋４８万４３１２．１円）×３＋１４万２１４０円÷（３２万６５７５．０円＋３７万０４１１．５円＋２０万２１８６．４円）×３｝÷３＝約０．５５０

そうすると，複数販売によって６年間に得られる利益の額は，次の計算式のとおり，１億１８２２万４００４円となり，これが本件顧客情報を使用することによって得られる利益である。

（計算式）２億１４９５万２７３６円×０．５５０÷２×２＝１億１８２２万４００４円（１円未満切捨て）

（ウ）人件費について

本件顧客情報を使用したリプレイス販売や複数販売には，人件費を要することが認められるところ，この人件費は，本件顧客情報を使用することによって要する費用であり，その額は，前記（ア）及び（イ）に対応して，原告における直近３年間の人件費を基に，リプレイス販売や複数販売によって６年間に要する人件費の額とするのが相当である。

原告の平成１９年度から平成２１年度までの３年間における総粗利額は７億５７４９万７１４０円であり，総人件費（給与手当，賞与及び歩合給）は５億４９０９万５９０５円であったことが認められ，この事実によれば，リプレイス販売と複数販売によって６年間に要する人件費の額は，次の計算式のとおり，３億５９４６万６３３８円となり，これが本件顧客情報を使用することによって要する人件費である。

（計算式）５億４９０９万５９０５円×（３億７７６７万２４７０円＋１億１８２２万４００４円）÷２÷７億５７４９万７１４０円×２＝３億５９４６万６３３８円（１円未満切捨て）

（エ）車両費及び旅費交通費等について

本件顧客情報を使用したリプレイス販売や複数販売には，車両費，旅費交通費，保険料，

荷造運賃及び外注加工費を要することが認められるところ，これらの費用は，本件顧客情報を使用することによって要する費用であり，その額は，前記（ア）及び（イ）に対応して，原告における直近３年間の上記各費用を基に，リプレイス販売や複数販売によって６年間に要する上記各費用の額とするのが相当である。

原告の平成１９年度から平成２１年度までの３年間における車両費，旅費交通費，保険料，荷造運賃及び外注加工費の合計額は，１億１６４６万１０６６円であったことが認められ，この事実によれば，リプレイス販売と複数販売によって６年間に要する上記各費用の額は，次の計算式のとおり，７６２４万１３８６円となり，これが本件顧客情報を使用することによって要する車両費等である。

（計算式）１億１６４６万１０６６円×（３億７７６７万２４７０円＋１億１８２２万４００４円）÷２÷７億５７４９万７１４０円×２＝７６２４万１３８６円（１円未満切捨て）

（オ）寄与度による減額

リプレイス販売や複数販売は，原告が充実したアフターサービスを行っていたかどうかも相当程度影響することが認められるところ，本件顧客情報は，リプレイス販売と複数販売の限界利益に８０％の限度で寄与しているものとして，２０％を控除するのが相当である。

（カ）そうすると，本件顧客情報の価値は，次の計算式のとおり，４８１５万１０００円となるから，原告は，この額の利益を失い，同額の損害を被ったと認められる。

（計算式）（３億７７６７万２４７０円＋１億１８２２万４００４円－３億５９４６万６３３８円－７６２４万１３８６円）×０．８＝４８１５万１０００円

イ　弁護士費用　４８１万５１００円

本件の事案の内容，前記認容額及び本件訴訟の経過等を総合すると，被告Ａ及び同Ｂの前記不正競争と相当因果関係のある弁護士費用に相当する損害の額は、４８１万５１００円と認めるのが相当である。

２　詐欺について

（１）争点①（被告メックス，同Ａ及び同Ｂが共同して原告を欺罔したか）

被告Ｂは，平成２２年５月上旬ころ，プロスパー社に被告ＴＯＷＡがＥ３担当業務を委託した場合の費用を見積もってもらい，同月１７日，Ｃに対し，被告ＴＯＷＡが原告からＥ３担当業務を受託した場合の費用が９４１万２２００円となる旨の見積書を交付したこと，原告のＥ３は，同月下旬，プロスパー社に入社したことが認められるが，これらの事実によっては，被告Ａや同Ｂが虚偽の説明をしたと認めることはできず，他にこの事実を認めるに足りる証拠はない。

したがって，被告メックス，同Ａ及び同Ｂが共同して原告を欺罔したとはいうことはできない。

以上